

平成 24 年 5 月 18 日

保 護 者 様

京都府立鳥羽高等学校
校長 須原 洋次

「学校において予防すべき感染症」について

新緑の候 ますます御健勝のことと存じます。日頃は、本校の教育に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、インフルエンザ等「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準が、平成 24 年 4 月 1 日より下記のようにになりましたのでお知らせします。

つきましては、欠席された場合は、裏面の報告書を保健室まで提出していただきますようお願いいたします。

記

<学校において予防すべき感染症>

	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	○エボラ出血熱 ○クリミア ○コンゴ出血熱 ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○痘瘡 ○重症急性呼吸器症候群 (SARS) ○鳥インフルエンザ (H5N1 型)	・ 治癒するまで
第 2 種	○インフルエンザ (H5N1 型を除く) ○百日咳 ○麻疹 (はしか) ○流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ○風疹 (三日はしか) ○水痘 (みずぼうそう) ○咽頭結膜熱 (プール熱) ○結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ○第 1 種、第 2 種の感染症患者のある 家に居住する者。これらの感染症にか かっている疑いのある者。 ○第 1 種、第 2 種の感染症が発生した 地域から通学する者。第 1 種、第 2 種 の感染症患の流行地を旅行した者。	・ 発症後 5 日を経過。かつ解熱後 2 日 (幼児は 3 日) を経過するまで。 ・ 特有の咳が消失するまで。または、5 日間の適正な抗生物質製剤に よる治療が終了するまで。 ・ 解熱後 3 日を経過するまで。 ・ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5 日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで。 ・ 発疹が消失するまで。 ・ すべての発疹がかさぶたになるまで。 ・ 主要な症状が消失後 2 日を経過するまで。 ◆上記の他、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認 めたとき。 ・ 病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。 ・ 予防接種の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師が感 染の恐れがないと認めるまで。 ・ その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて 適当と認める期間。
第 3 種	○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ◆その他の感染症	・ 病状により学校医その他の医師が感 染の恐れがないと認めたとき。

平成 年 月 日

保護者様

京都府立鳥羽高等学校
校長 須原 洋次

「学校において予防すべき感染症」にかかる欠席について

学校保健安全法により、標記については出席停止となります。

つきましては、別紙の出席停止基準にしたがって、下記の報告書および受診した証明（薬表等の写し）を添えて、登校の際に保健室まで提出してください。

なお、出席停止の基準よりも早く登校する場合等、主治医の判断が必要な場合は、**主治医記入欄**に必要事項の記入をお願いしてください。

記

京都府立鳥羽高等学校長 様

「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書

年 組 番 氏名

1 感染症名

2 欠席期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 その他(インフルエンザの場合)

発 症 日	月 日
解 熱 日	月 日

平成 年 月 日

保護者氏名 印

主治医記入欄

年 組 氏 名

診断名

上記のとおりです。

平成 年 月 日より登校可能です。

平成 年 月 日

医療機関名 印